



国自技第176号
平成18年11月24日

定期点検整備促進協議会代表
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 坪内 協致 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部長 松本 和典



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内より見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に1枚

3. 貼付期間

平成19年4月1日から平成21年4月30日

4. 貼付するステッカー

別紙2のとおり

5. 管理要領

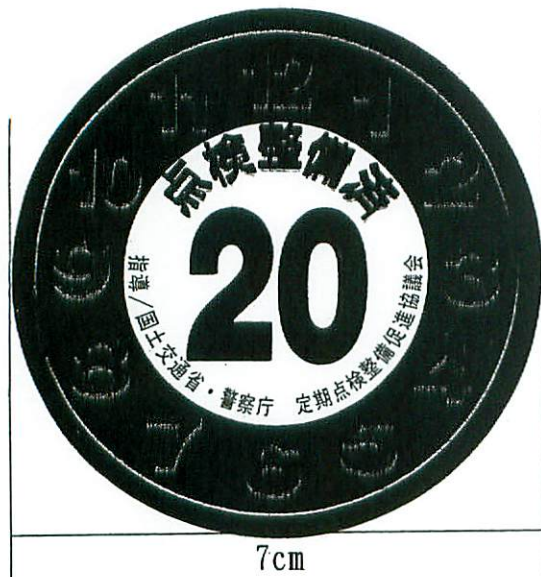
別紙1及び別紙3のとおり

※ 別紙1（定期点検整備促進対策要綱）：省略

点検整備済ステッカーの仕様及び様式等

1. ステッカーの仕様
 図柄（例）及び寸法は次の通り。

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認証番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

20	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。
 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
 ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に
 1枚に限り貼付することができます。
 ・平成21年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準
 違反になります。

A 000000

2. ステッカーの様式

様式1 (平成19年用ステッカー)

(1) 事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用貨物車 平成19年4月1日～平成19年6月30日
- ② 事業用自動車 平成19年4月1日～平成19年9月30日

(2) 前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用貨物車 平成19年4月1日～平成20年1月31日
- ② 事業用自動車 平成19年4月1日～平成20年1月31日

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施
年月日 _____

認 証
番 号 _____

実 施
事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

19	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- ・前面ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- ・平成20年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

様式2 (平成20年用ステッカー)

(1) 事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用乗用車 平成19年 4月1日～平成19年12月31日
- ② 自家用貨物車 平成19年 7月1日～平成20年 6月30日
- ③ 事業用自動車 平成19年10月1日～平成20年 9月30日

(2) 前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用乗用車 平成19年 4月1日～平成21年1月31日
- ② 自家用貨物車 平成19年 7月1日～平成21年1月31日
- ③ 事業用自動車 平成19年10月1日～平成21年1月31日

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施
年月日 _____

認
証
番
号 _____

実
施
事
業
場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

20	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- ・前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- ・平成21年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A ○○○○○○

様式3 (平成21年用ステッカー)

(1) 事業者が前面ガラスに貼付できる期間

① 自家用乗用車 平成20年 1月1日～平成20年3月31日

(2) 前面ガラスに貼付してよい期間

① 自家用乗用車 平成20年 1月1日～平成21年4月30日

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認証番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

21	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。
前面ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に
1枚に限り貼付することができます。
・平成21年4月30日を過ぎて貼付していると保安基準
違反になります。

A 000000

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1. 目的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2. 対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

3. 貼付者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4. 貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあっては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

5. はく離者

自動車使用者（または所有者）及び3項に掲げる者。

6. はく離方法

手等ではく離する。

7. 運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。